

記載例（砂利採取地の埋戻し）

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等の搬入に係る管理計画書

受入条件		<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況等の調査結果又は土壤の汚染状況の調査結果が、 土砂基準を満たしていること。 第3種建設発生土以上の良質土であること。
受入条件に適合することの確認方法	搬入前	<p>搬出事業者からの土砂等発生元証明書等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂等を搬入する際の受入れ方法等を記載する。 許可を受けた者は、搬入者から「土砂等発生元証明書」の交付を受け、この証明書に記載、添付される内容を必ず確認する必要がある。 改良土や再生土を受け入れる場合は、土壤分析調査が必要となります。
	搬入後	<p>搬入後は6か月ごとの定期調査及び完成時の調査により確認する。</p>
受入方法・手順		<ol style="list-style-type: none"> ①搬出事業者から「土砂等発生元証明書」及び添付資料を受領 ②証明書の内容の確認 ③搬出事業者から土砂等を受入れ ④盛土等の施工 <p>※ 搬出事業者・場所ごとに①～④を行う。 ※ 搬出する土砂等に変更があった場合も①～④を再度行う。</p> <p>⑤6カ月に一度、水質及び土壤の汚染の状況の調査を実施する。</p>
その他		